

令和6年度～令和8年度 長門市所得段階別第1号被保険者保険料

□第9期介護保険料〔令和6年度～令和8年度〕

【基準額 62,400円（月額5,200円）】

段階	対象者	保険料率	年間保険料 (軽減後)
第1段階	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税の人	基準額×0.455 (軽減後0.285)	28,392円 (17,784円)
	世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額と公的年金等収入額から公的年金等雑所得を控除した金額との合計額が80万円以下の人		
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額と公的年金等収入額から公的年金等雑所得を控除した金額との合計額が80万円超120万円以下の人	基準額×0.685 (軽減後0.485)	42,744円 (30,264円)
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額と公的年金等収入額から公的年金等雑所得を控除した金額との合計額が120万円超の人	基準額×0.69 (軽減後0.685)	43,056円 (42,744円)
第4段階	市民税本人非課税（世帯に課税者がいる）で、前年の合計所得金額と公的年金等収入額から公的年金等雑所得を控除した金額との合計額が80万円以下の人	基準額×0.90	56,160円
第5段階	市民税本人非課税（世帯に課税者がいる）で、第4段階に該当しない人	基準額	62,400円
第6段階	市民税本人課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の人	基準額×1.20	74,880円
第7段階	市民税本人課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	基準額×1.25	78,000円
第8段階	市民税本人課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	基準額×1.50	93,600円
第9段階	市民税本人課税で、前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の人	基準額×1.70	106,080円
第10段階	市民税本人課税で、前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の人	基準額×1.90	118,560円
第11段階	市民税本人課税で、前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の人	基準額×2.10	131,040円
第12段階	市民税本人課税で、前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の人	基準額×2.30	143,520円
第13段階	市民税本人課税で、前年の合計所得金額が720万円以上1,000万円未満の人	基準額×2.40	149,760円
第14段階	市民税本人課税で、前年の合計所得金額が1,000万円以上の人	基準額×2.50	156,000円